

現場施工監理業務特記仕様書

1 適 用

本仕様書は、徳島県鳴門市都市建設部下水道課（以下「甲」という。）が発注する管渠築造工事等に係る現場施工監理業務（以下「業務」という。）に適用する。

2 現場施工監理業務の対象

- （１） 現場施工監理業務とは、受託者（以下「乙」という。）により、担当技術者を選任し、甲が契約した工事の契約書および設計図書等に基づき、工事受注者が契約内容を適正に履行するよう、監理する業務を示す。
- （２） 本業務の対象となる工事概要は、次のとおりである。
 - ア) 工事箇所 鳴門市撫養町大桑島外
 - イ) 工事概要 推進工法（φ200） 開削工法（φ200）他

3 履行期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

4 工事監督支援業務

工事監督支援業務とは、監督員の発注する工事を乙の選任した担当技術者が支援する業務であり、担当技術者とは、監督員の指示により業務を実施する者である。なお、担当技術者は、監督員の権限は行使できないものとする。

担当技術者は、次に掲げる業務内容のうち、監督員が指示した業務を実施するものとする。

- （１） 工事の契約の履行に必要な資料作成等
- （２） 工事の施工状況の照合等
- （３） 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料の作成
- （４） 工事検査等への臨場
- （５） その他、工事契約上重大な事案等が確認された場合および災害発生時については、監督員の協議の上、指示に従うものとする。

また、業務の遂行に関して、次に掲げる諸規定に準拠し、実施するものとする。

- （１） 国土交通省都市地域整備局下水道部「下水道土木工事共通仕様書（案）」
- （２） 徳島県土木工事共通仕様書
- （３） 国土交通省都市地域整備局下水道部「下水道土木工事施工管理基準及び規格値（案）」
- （４） 徳島県土木工事施工管理基準（案）
- （５） 徳島県工事検査規定
- （６） その他、事務処理及び設計施工に関する規定等

ただし、上記仕様書、規定等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

5 担当技術者の選任

- (1) 乙は、担当技術者を選任し、別紙の担当技術者通知書により契約締結後7日以内に甲へ通知しなければならない。なお、通知書には業務経歴書及び資格者証の写し、健康保険証の写しを添付するものとする。
- (2) 担当技術者は、次表の資格を有するものとする。

区 分	資 格 等	必要人数
担当技術者	① 1級土木施工管理技士の資格を有する者。 かつ第2種下水道技術検定の資格を有する者。	1名

6 業務の実施

乙は、鳴門市の契約約款に準拠して、担当技術者に業務を実施させるものとする。

7 業務時間等

(1) 業務を行う時間

午前8時30分から午後5時15分までとする。

ただし、時間外であっても、特に必要な場合は業務を実施するものとする。

(2) 業務の休日

イ) 日曜日及び土曜日

ロ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

ハ) 12月29日から翌年の1月3日までの日

ただし、休日であっても、特に必要な場合は業務を実施するものとする。

8 担当技術者の勤務場所

徳島県鳴門市役所とする。

9 業務に必要な自動車

乙の負担とする。また、事故のあった場合は、乙の責任で処理をするものとする。

10 勤務状況の把握

乙は、担当技術者の勤務状況を把握するとともに、別紙様式1、2により勤務状況を整備し、監督員の確認を得なければならない。また、休暇を取得する際は、別途様式3にて監督員の承認を得なければならない。

業務完了したときは、業務完了報告書とともに、別紙様式1、2および3を提出しなければならない。

1 1 知り得た情報の保持

乙は、業務を遂行中に知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、業務完了後も同様とする。また、取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。

1 2 土地への立入り等

乙は、業務を実施するため、国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、ただちに監督員に報告し指示を受けなければならない。また、立入りに際しては、下水道課が発行する身分証明書を携行するものとする。

1 3 臨機の措置

乙は、災害防止等のため必要があると認めたときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、臨機の措置をとった場合には、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。

監督員は、天災等に伴い、成果品の品質又は履行に関して、業務管理上重大な影響があると認められるときは、受注者に対しての臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

1 4 電子納品

本業務は電子納品対象業務とする。電子成果品は「鳴門市電子納品要領」に基づいて作成し納品すること。

1 5 情報共有システム

(1) 受注者は、情報共有システムの活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、本システム活用の試行対象業務とすることができる。

(2) 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領（徳島県 CALS/EC ホームページ）

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

1 6 その他

業務の遂行にあたり、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議により、定めるものとする。